

健康保険委員だより

令和7年

7月

July

マイナ保険証をお持ちでない方へ

資格確認書をお送りいたします



現在お持ちの健康保険証は令和7年12月2日以降、使用することができなくなります。マイナ保険証を利用して医療機関等を受診していただけますが、**マイナ保険証をお持ちでない加入者が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要です。**協会けんぽでは順次、以下の対象者の資格確認書を**従業員様のご自宅**に送付します。

対象者

現在、健康保険証をお持ちの加入者（令和6年11月29日までに日本年金機構において新規に資格取得（扶養認定）の決定をされた加入者）であって、令和7年4月30日時点でマイナ保険証をお持ちでない方

※対象者がいらっしゃる事業所様には「対象者一覧表」を事前に送付いたします。

※資格確認書がお手元に届いた時点で健康保険の資格を喪失されている方については、同封する返信用封筒でご返却いただくこととしています。

送付時期

資格確認書は当協会にご加入の都道府県支部ごとに順次送付します。

広島支部の加入者：令和7年10月～

※詳細な送付時期はホームページをご確認ください。

※送付時期を経過しても資格確認書がお手元に届いていない場合は、

以下のお問い合わせ先（協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル）にご連絡ください。

詳しくは
こちら



送付先

従業員様のご自宅

※ご家族様の資格確認書についても、従業員様のご自宅へ送付します。

なお、お送りする資格確認書が5枚以上の場合は、複数の封筒でお送りします。

事業主様への お願い

従業員様の住所に送付した資格確認書が、あてどころ不明等により当協会に返送された場合、返送された方の資格確認書を事業所様に送付します。お手数をおかけしますが、従業員様に配布いただきますようお願いいたします。

資格確認書に関する お問い合わせ先

協会けんぽマイナンバー専用ダイヤル：0570-015-369（ナビダイヤル※）

受付時間：平日8:30から17:15まで ※土日祝日年末年始を除く

※ナビダイヤルの通話料金は発信者の負担となります（通話料定額プランの適用対象外です）。

協会けんぽ広島支部は移転します

移転日

令和7年 **9月16日** (火)

※現住所での業務は**令和7年9月12日(金)**までとなります。

新住所

〒732-8512

広島市南区松原町2-62 広島JPビルディング15階

※個別郵便番号のため、郵便番号は変わりません。

電話番号

082-568-1011 (代表)

※電話番号の変更はありません。

詳しくは
こちら



全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

医療機関等の受診は健康保険証からマイナ保険証へ!

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日から健康保険証として利用登録されたマイナンバーカード（マイナ保険証）での医療機関等への受診を基本とする仕組みに移行しました。現在お持ちの健康保険証は令和7年12月2日以降、使用することができなくなります。

名称・形状	取得方法	使用目的	使用方法	特徴など
マイナ保険証  マイナンバーカード	マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの健康保険証利用登録を行う	カードリーダーが設置されている医療機関等を受診するとき	医療機関等に設置されているカードリーダーで読み取り	●就職や転職後の健康保険証の切り替え・更新が不要になります。 ●薬剤情報などを正確に医師・薬剤師と共有することで、よりよい医療が受けられます。 ●「限度額適用認定証」「高齢受給者証」の提示が不要です。
資格情報のお知らせ  紙製カード型	●新規加入者全員に発行 ●交付申請による発行	カードリーダーが使えない医療機関等を受診するとき	マイナ保険証と資格情報のお知らせの両方 を医療機関等に提示	マイナンバーカードには健康保険証の記号・番号等の記載がないため、給付金申請等にもご活用いただけます。
資格確認書  プラスチック型	●資格取得時等に申請 ●マイナ保険証をお持ちでない方等に職権で発行（資格取得から30～50日後に発行）	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診するとき	医療機関等に提示	●有効期間あり（最長5年）。 ●「限度額適用認定証」「高齢受給者証」の提示が必要です。

● 各証の回収について ●

	従来の健康保険証		資格確認書	資格情報のお知らせ	
	退職時等の回収	自己破棄	退職時等の回収	退職時等の回収	自己破棄
～令和7年12月1日	必要	不可	必要	不要	可
令和7年12月2日以降	不要	可	必要	不要	可

マイナポータル上でマイナ保険証の利用登録状況をご確認いただけます



以下の場合
マイナポータルから
確認いただけます

マイナンバーカードの保険証利用登録をしているかわからない

就職や退職・扶養の変更などにより、新しい資格情報が反映されたか確認したい

※情報が反映するまでには、一定期間日数が必要となります。

ステップ①



マイナポータルにログインします。

ステップ②



「証明書」で「健康保険証」を選択します。

ステップ③



健康保険証情報のページが表示され、資格情報が表示されます（マイナ保険証未登録の場合は赤字で「未登録」と表示）。

（画像出典）厚生労働省ホームページ「マイナンバーカードの健康保険証利用の安全な制度運用に向けて」

詳しくはこちらから

健康保険証とマイナンバーカードの一体化（マイナ保険証）に関する説明動画（YouTube）

使ってみよう！
マイナ保険証



マイナ保険証
特設ページ

協会けんぽ
ホームページ



マイナンバーカードの健康保険証利用に関するお問い合わせはこちら

マイ ナンバー
0120-95-0178

平 日：9時30分～20時00分
土 日 祝：9時30分～17時30分

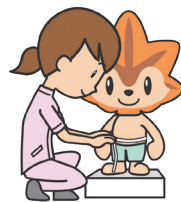
健康状態を確認するために健診を毎年受けましょう!

健診って
どうして
大切

生活習慣病は早期には自覚症状がなく、症状が現れたときにはすでに進行しているというケースが少なくありません。

健診を受けることで自身の生活習慣を見直し、改善に取り組むきっかけとなります。

また、早期に病気を発見し、早期治療につなげることができます。



お勤めの方の健診(生活習慣病予防健診)について

生活習慣病予防健診を受診する方法は、**2つ**あります。

① お近くの 健診機関(医療機関)で受診

好きな受診日を選べます

3つのがん検診
(胃・大腸・肺)が
セット!

自己負担額は
どちらも
最大

5,282円

県内約85機関でお好きな受診日に
申し込むことができます!

実施機関は
協会けんぽホームページから
ご確認ください!



② 地域の施設で**集団健診**を受診

近くに上記①の健診機関がない、もしくは
少ない地域等でも、公共施設等で開催します。

受診日(時期)は右の二次元コードにアクセスいただき、ご確認ください。

「**集団健診**」は、
各地域で順次開催しています!

実施機関や開催地域等は
協会けんぽホームページから
ご確認ください!



ご家族様の健診(特定健診)について

特定健診を受診する方法は、**3つ**あります。

① お近くの 健診機関(医療機関)で受診

- ✓ お好きな受診日を選べます
- ✓ 市のがん検診が同時に受けられる施設も!

県内約80機関

無 料

広島支部ホームページ
「特定健診が無料で受診
できる健診機関について」の
A欄をチェック!



県内約1,200機関

自 己
負担額 **1,584円**

広島支部ホームページを
チェック!



② 地域の施設で**集団健診**で受診

- ✓ 日程・会場については随時、
広島支部ホームページでお知らせします
- ✓ がん検診や血管年齢測定等の
オプション付き!

協会けんぽ主催:オプション付き健診
年間約120日程 開催

特定健診: **無 料**

オプション費用:別途必要

広島支部ホームページ
「**無料集団健診**」紹介欄を
チェック!



各市町主催:がん検診同時の健診

特定健診: **無 料**

がん検診費用:各市町により異なります

広島支部ホームページ
「特定健診が無料で受診
できる健診機関について」の
B欄をチェック!



③ 「**特定健診充実パック**」で受診

- ✓ お好きな受診日を選べます
- ✓ 肺・胃・大腸のがん検診等の**充実した項目**!

県内37機関

特定健診: **無 料**

追加の項目:全額自己負担

広島支部ホームページ
「**特定健診充実パック**」を
チェック!



お問合せ先



全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

TEL 082-568-1011 (代表)

受付時間 平日8:30~17:15